

○愛西市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者  
の指定等に関する要綱

平成28年12月28日

告示第202号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定により指定事業者の指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、指定申請書により申請を行うものとする。

(指定事業者の指定)

第3条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、指定の適否を審査し、指定をすることを決定したときは当該申請をした者（以下「指定第1号事業者」という。）にその旨を指定通知書により通知するものとする。

(指定の拒否)

第4条 市長は、第2条に規定する申請があった場合において当該申請に係る事業者について指定を行うことにより、愛西市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、これを行わないことができる。

(指定の有効期限)

第5条 省令第140条の63の7の規定による指定の有効期間は、次のと

おりとする。

(1) 次号及び第3号に掲げる指定第1号事業者の指定以外の指定の有効期間は6年とする。

(2) 指定第1号事業者が、訪問介護、通所介護又は地域密着型通所介護の指定を併せて受けている場合、その有効期間が満了する日までとする。

(3) 第1号事業の指定を既に受けている指定第1号事業者が、訪問介護、通所介護又は地域密着型通所介護の指定を受けていない場合、既に指定を受けている第1号事業の有効期間が満了する日までとする。

(変更の届出等)

第6条 指定第1号事業者は、指定の申請の内容に変更があったときは、変更があった日から10日以内に、変更届出書により、市長に届け出なければならない。

2 指定第1号事業者は、当該指定に係る事業（以下「事業」という。）を廃止し、若しくは休止するときは当該廃止若しくは休止の日の1月前までに、又は事業を再開しようとするときは当該再開の日から10日以内に、廃止・休止届出書、又は再開届出書により、市長に届け出なければならない。

3 指定第1号事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日における利用者であって当該事業の廃止若しくは休止の日以後においても引き続きサービスの提供を希望する者に対し必要なサービスが継続的に提供されるよう、他の指定第1号事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(指定更新の申請)

第7条 指定第1号事業者は、法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定により指定の更新を受けようと

するときは、当該指定の有効期限の満了の日の2月前までに、指定更新申請書により行うものとする。

(指定の更新)

第8条 市長は、前条に規定する指定の更新の申請があった場合は、指定の適否を審査し、適当と認めるときは、当該申請をした者にその旨を指定更新通知書により通知するものとする。

(事業者情報の公表及び提供)

第9条 市長は、指定第1号事業者について指定をし、届出を受理し、又は指定の更新をしたときは、当該指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、愛知県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が適当と認める事項

(その他)

第10条 この告示に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この告示の施行日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

附 則 (平成30年3月13日告示第25号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日告示第67号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月24日告示第158号)

(施行期日)

この告示は、令和6年10月1日から施行する。